

桑名市子どもの居場所づくり事業業務委託募集要項

1. 目的

市内の各地域において、家庭や学校に居場所がない子ども等に対し、食事の提供、遊び、学習を通じた居場所の提供、様々な資格取得を含めた学習のサポート、SNSを活用した悩みの相談などにより、包括的に支援することを目的とする。

2. 業務の概要

- (1) 業 務 名 桑名市子どもの居場所づくり事業業務委託
- (2) 業 務 内 容 桑名市子どもの居場所づくり事業業務委託仕様書のとおり
- (3) 委 託 期 間 契約締結の日から令和5年3月31日まで
- (4) 予算限度額 1事業者あたり **921,800円**（消費税及び地方消費税額を含む）

3. 委託予定者の選定

本事業の委託予定者の選定は、目的及び内容、類似する事業の実績等について広く複数の事業者からの提案内容等を比較検討し事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により募集する。

受注を希望する事業者は、プロポーザル参加意向申出書（様式1）を提出のうえ、公募型プロポーザルに参加し、参加資格書類審査を経て、本事業についての提案を行うものとする。参加資格書類審査及び提案内容等について審査の上、事前に定めた合格基準点を満たし、優れていると認められた者を委託予定者とする。

4. 参加資格条件

参加事業者の参加資格条件は、次に掲げるすべての条件に該当するものとする。

- (1) 桑名市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続きの申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有するものではないこと。
- (5) 国税及び地方税について滞納がないこと。（特別な理由により延納、徴収猶予を承認されている場合を除く。）
- (6) その他関係法令、規則等に違反していないこと。

5. 募集要項の入手方法等

(1) 要項公表期間及び公表場所

令和4年8月24日（水）から8月31日（水）まで桑名市ホームページに掲載する。

(2) 配布方法 桑名市ホームページからダウンロードすること。

(3) 参加申込手続

①提出書類

ア プロポーザル参加意向申出書（様式1）	1部
イ 参加資格要件確認誓約書（様式2）	1部
ウ 団体概要書（任意様式）	1部
エ 完納証明書（市税・事業者または代表者のもの）	1部

②提出期限

令和4年9月1日（木）17時まで（ただし、休日を除く。）

③提出場所

「12. 本事業に係るすべての問い合わせ先及び書類提出先」を参照のこと

④提出方法

直接持参または郵送（提出期限までに必着のこと）にて提出すること。

(4) 参加資格審査結果の通知

審査結果については、申請書提出締切り後にすべての応募事業者に電話連絡をし、参加資格のある事業者については、企画提案書提出者指名通知書を別途送付する。

参加資格が無いと通知された応募事業者は、通知を受けた日から起算して5日以内（ただし、休日を除く。）に当該理由について書面により市に説明を求めることができる。市は当該書面を受領してから10日以内に説明を求めた応募事業者に対して書面により回答を行う。

6. 質疑及び回答

本事業に関する質問がある場合は、質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールまたはFAXにて送信のうえ、電話にて着信確認をすること。持参、郵送、電話等による質問は受け付けない。

(1) 受付期間 令和4年9月2日（金）から9月5日（月）17時まで（ただし、休日を除く。）

質問内容を簡潔にまとめて質問票（様式は任意）に記載し、提出すること。

(2) 回答期日 令和4年9月6日（火） FAXにて回答する。

(3) 提出先 「12. 本事業に係るすべての問い合わせ先及び書類提出先」を参照のこと

7. 企画提案書等の提出方法等

(1) 提出書類

①企画提案書（様式3）

作成上の留意事項

ア 企画提案は1案とする。

イ 図面等の補足資料を添付する場合には、企画提案書に続けて綴り込んで差し支えない。必要に応じてA4版横、A3版等の使用も可とする。A3版の用紙を使用する場合には、片面印刷とし、片袖折りにすること。

ウ 使用する言語は日本語（ただし、専門用語は除く）とし、通貨の単位は日本国通貨とする。

エ 提案書の記載内容については、明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対する配慮にも心掛けること。

オ 副本7部については、提案事業者及び個人が特定できる記述部分全て（代表者印や画像等も含む。）にマスキング（塗りつぶし）を施すなど、提案事業者名など個別の名称が特定できないようにすること。

②業務委託料見積書・内訳書（様式任意・要社印若しくは代表者印）

ア 費目等の詳細を記載したうえで本業務委託費用の見積もりを作成すること。

イ 他の補助事業等で補助を受けている経費については、積算しないこと。

ウ 合計欄には消費税及び地方消費税相当額を含む金額を記載すること。

(2)提出期間 令和4年9月7日（水）から9月12日（月）17時まで（ただし、休日を除く。）

(3)提出場所 「12. 本事業に係るすべての問い合わせ先及び書類提出先」を参照のこと（ただし、直接持参に限る。郵送は不可。）

(4)提出部数

①企画提案書 正本1部・副本7部（本項(1)の①のオの注意書きを参照すること）

②業務委託料見積書・内訳書 1部（要社印若しくは代表者印）

8. 本事業における審査方法等の流れ

(1)書類審査

提出された書類により参加資格審査を行い、プレゼンテーション・ヒアリング審査を受ける事業者を選定する。

(2)プレゼンテーション・ヒアリング審査

上記(1)にて選定した事業者に対して、下記の概要にてプレゼンテーション・ヒアリング審査を行う。

①実施日 令和4年9月16日（金）

②実施場所 桑名市役所本庁舎内（プレゼンテーション・ヒアリング会場・参集時刻等は参加資格のある事業者に通知する。）

③提案時間 プレゼンテーション10分以内、ヒアリング10分程度

④提案の順番 参加資格のある事業者のうち、市が企画提案書等を受理した順とする。

⑤その他注意事項

ア 貸出物品 机・椅子・スクリーン・プロジェクター・HDMIケーブル

※パソコンは提案事業者にて用意すること。

イ 提案説明者 3名以内

ウ その他 プレゼンテーションに出席しない場合は、辞退したものとみなし、候補者として選定しない。

(3) 企画提案の審査基準・方法

①「桑名市子どもの居場所づくり業務委託事業者選考委員会」が選考基準に基づき、提出された書類とヒアリングにより審査を行い、委託候補事業者を選定する。

なお、合計点の60%に満たない場合は選定対象としない。

②委員会の審査において不適切であると評価された項目が1つでもあった事業者は他の評価内容に関わらず委託候補事業者の対象とはしない。

③総得点が同一の企画提案者が複数いた場合には、「桑名市子どもの居場所づくり事業業務委託事業者選考基準3. 選定審査基準の重要項目である審査番号②、③」の合計得点で判定し、委託候補事業者を選定する。

④選定する事業者は、下記に設定する地域を拠点として実施する事業者につき、1事業者を限度とする。同一地域に2事業者以上の申請があった場合、当該地域においては、上位の1者のみを候補者とし、候補者が選定されていない地域の中で、評価点が次に高いものと交渉を行う。

⑤市は、選考委員会の審査結果を踏まえて、委託候補事業者を決定する。

なお、決定した事業者が辞退その他の理由で契約を締結しない場合は、次点者と契約するものとする。

【設定する地域】

- | | |
|---------|--------------------------------------|
| 1. 東部地域 | 精義、立教、城東、修徳、大成、大和 |
| 2. 西部地域 | 桑部、在良、七和、久米 |
| 3. 南部地域 | 日進、益世、城南 |
| 4. 北部地域 | 筒尾、大山田、野田、松ノ木、藤が丘、新西方、星見ヶ丘、陽だまりの丘、深谷 |
| 5. 多度地域 | 多度 |
| 6. 長島地域 | 長島 |

9. 委託事業者募集スケジュール 別表参照のこと

10. 選定結果について 選定結果は、書面により全提案者に通知する。

11. 応募に関する留意事項

(1) 応募の無効について

次に掲げる事項に一つでも該当した場合には、本事業への応募を無効とする。この場合において、提出された書類は返却しないものとする。

- ①本事業に係るすべての書類を提出期限までに提出しなかった場合
- ②本要項に示した予算限度額を超過した場合
- ③提案内容に虚偽がある場合

- ④提案書提出時から契約書締結の間に、本市の指名停止措置を受けている場合
- ⑤会社更生法の適用を受けるなど、契約の履行が困難と認められる状態に至った場合
- ⑥プレゼンテーション開始時刻までに会場に来なかった場合

(2) 募集要項等の承諾

事業者は提案書の提出をもって、本事業に係る募集要項等すべての記載内容を承諾したものとみなす。

(3) 費用の負担

応募に関する費用の負担は、事業者の負担とする。

(4) 提出書類の取り扱い

提出された書類については、一切変更できないものとし、理由に関わらず返却しない。
 なお、提出後の訂正及び差し替えは、市から指示があった場合を除き認めない。

(5) 提出書類の著作権

提出書類等の著作権は事業者に帰属するが、市は必要があるときには、著作権法（昭和45年法律第48号）の範囲内で著作権者に承諾なく複製を作成する場合がある。

(6) 情報公開への対応

桑名市情報公開条例（平成29年桑名市条例第1号）並びに桑名市個人情報保護条例（平成29年桑名市条例第2号）の規定に基づき、提出書類の開示が必要と認めるときは、その一部または全部を開示する場合がある。

1 2. 本事業に係るすべての問い合わせ先及び書類提出先（事務局）

桑名市役所 子ども未来局 子ども総合センター家庭支援係

〒511-8601 三重県桑名市中央町2丁目37番地

電話：0594-24-1298・FAX：0594-24-5497・電子メール：hokensm@city.kuwana.lg.jp

別表 桑名市子どもの居場所づくり事業 業務委託事業者募集スケジュール

公募型プロポーザル実施の告示 (ホームページ掲載)	令和4年8月24日(水)
告示掲載期間終了	令和4年8月31日(水)
説明会	実施しない
参加資格審査申請書提出期限	令和4年9月1日(木)
募集要項等に関する質問の受付期間	令和4年9月2日(金)～9月5日(月)
募集要項等に関する質問の回答	令和4年9月6日(火)
提案書類の受付期間	令和4年9月7日(水)～9月12日(月)
プレゼンテーション・ヒアリング審査	令和4年9月16日(金)
最終結果通知	令和4年9月20日(火)
契約締結	令和4年9月21日(水)
委託による業務開始	令和4年9月末日まで